

平成19年4月1日

「訪問看護（介護予防訪問看護も同様）におけるリハビリの回数について」

- ・ 平成18年4月改正において「訪問看護計画において理学療法士等の訪問が保健師又は看護師による訪問の数を上回るような設定がなされるのは適当ではない」との解釈がなされ各ケアマネージャーにおいてはこの解釈を守られていると理解しています。
- ・ 一方、リハビリが必要な方においては、医療保険改革において脳梗塞等の場合、発症時から180日でリハビリの診療報酬が打ち切られており、機能維持においてリハビリが必要な方については介護保険におけるサービス提供が求められているところです。
- ・ リハビリが必要な方については、医療における機能回復の役割、介護における機能維持の役割が円滑に行われることが必要と考える。しかしながら、介護におけるサービス提供において本市では、訪問リハビリの事業所はなく、医療機関の訪問リハビリ（介護保険）も行われていない事実があり、これらのことからサービス提供が不足している現状である。

「方針」

- ・ 上記の現状を踏まえ、今後、訪問看護計画において理学療法士等が看護師等の訪問回数を上回っても差し支えないこととする。ただし、国の通知は原則禁止であるが自治体判断として個々の事例に応じて判断するため、下記の条件を守ること。
- ① サービス担当者会議において、機能維持等のためリハビリが必要なことを確認し、その期間（おおむね**3月以内**）をあらかじめ設定すること。**更新可**
  - ② 指定訪問看護ステーションでは、訪問看護を行う場合に必要な主治医の指示において**リハビリの指示**がなされていること。
  - ③ 利用者、家族がリハビリを希望し、リハビリについての**十分な説明**がなされていること。
  - ④ **アセスメント、カンファレンス、リハビリ実施計画書の作成**を行うこと。  
具体的には、平成18年3月27日付、老老発0327001号の訪問リハに準じること。
  - ⑤ あくまで、訪問看護の一環として行うのでリハビリ等の加算は算定されないこと。
  - ⑥ 市へは、サービス担当者会議録、訪問看護指示書、ケアプラン1部を**給付係**に提出し、**担当者に概要を説明**すること。承認した場合は、**受付印がある書類の写しを返送**する。
  - ⑦ **①から⑥の承認を満たした場合に、算定できる**。県、岐阜振興局福祉課と合意。
  - ⑧ この措置は、経過的なものであり、20年3月までの暫定措置とする。

担当部署	高齢福祉課
担当	松原
電話	058-383-1779